

扇ゴルフ練習場 IC カード利用規約

扇ゴルフ練習場

◆目的

- ・扇ゴルフ練習場（以下「本練習場」という）において使用する扇ゴルフ練習場 IC カードについては本規約に則って取り扱うものとし、カードの所有者（以下「利用者」という）は、本規約にしたがってカードを利用するものとし、
- ・利用者はカードを利用する場合、本練習場の「IC カード利用規約」が適用されることを予め了承するものとし、

◆登録

- ・所定の申込用紙に必要事項をご記入いただき利用者登録するものとし、

◆IC カード発行

- ・ご記入いただいた申込用紙をもとに、申込者 1 名につき IC カード 1 枚を発行いたします。
- ・IC カード発行後に入金額（チャージ金額）より手数料として 500 円（うち 200 ポイントは還元）を申し受けます。
- ・IC カードは利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与、担保に供することはできません。
- ・前項に違反して IC カードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の債務については利用者がその責任を負うものとし、
- ・カード入金額（チャージ金額）の上限を 20,000 円とします。

◆入金（チャージ）・ポイントサービス

- ・IC カード利用の際は、あらかじめ利用金額を IC カードへ入金（チャージ）していただきます。
- ・入金（チャージ）については自動入金機をご利用ください。
- ・IC カードポイントサービスに関しては「IC カード利用付則」によるものとし、
- ・いかなる場合も未使用残高の返金、ポイント等換金はいたしません。

◆IC カードの利用停止・利用資格の損失

- ・利用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれのある場合、その IC カードの利用状況が不適切であると当練習場が判断した場合、当練習場は通知することなく、カード利用を一時停止する措置をとることができます。

◆IC カードの自己管理

- ・利用者は、予め IC カード裏面の注意書きを確認のうえ、自己責任において IC カードを管理するものとし、
- ・IC カードを紛失し、または盗難にあった場合および IC カードが破損した場合の利用者の損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

◆IC カードの再発行

- ・IC カードを紛失や破損により、利用者からの再発行の申し出があった場合、IC カードは本人確認のうえ、再発行します。この場合、再発行手数料として金 500 円を頂戴し（うち 200 ポイント還元）、以前のカードは無効となります。

◆IC カードの失効

- ・IC カードの最終利用日（当練習場で打席にて打席料及び練習ボール代を IC カードにて利用した最後の日）を起算日として 12 か月経過した場合、IC カード（チャージ残額およびポイント残数を含む）は失効します。

◆規約の改定

- ・本規約は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。その場合は当練習場内に掲示いたします。
- ・当練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
- ・前項の場合において、当練習場は一切の責任を負いません。

◆個人情報保護

- ・当練習場は知ることとなった利用者の個人情報を、プライバシーポリシーに則して取り扱いし安全管理に努めます。（プライバシーポリシーにつきましては、当法人のホームページに掲載されておりますので、予めご確認ください。

以上

本規約は、2020 年 4 月 18 日より施行します。

IC カード付則

ポイントサービス

入金時のポイント付与

1,000円	特典なし
3,000円	特典なし
5,000円	一般 500ポイント シニア 800ポイント
10,000円	一般 1000ポイント シニア 2000ポイント